

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第6号

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号）第40条の規定に基づき、令和3年度の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年4月21日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達 伸



1 個人情報取扱事務の届出  
なし

2 個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求

実施機関	請求 ・決定	請求内容				決定内容					
		開示	訂正	利用 停止	計	開示	部分 開示	不開示	検討中	請求 取下げ	計
広域連合長											
選挙管理委員会											
監査委員											
議会											
計											

3 個人情報の目的外利用、第三者提供の状況

実施機関	広域 連合長	選挙管理 委員会	監査委員	議会
利用及び提供の根拠				
法令等の定めがあるとき	27			
本人の同意があるとき	24			
出版、報道等により公にされているとき				
個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき				
あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき	※ 4			

※「構成市町村が行う敬老事業の対象者把握の目的での提供」が市町村に1件、「地域的な統計・分析を行う目的での提供」が市町村に2件、「健康医療情報の分析及び施策運営の目的での提供」が市町村に1件となっています。